



ハロートレーニング ー急がば学べー

職業訓練のご案内



《募集中・募集予定コース》

＊職業訓練の申込みにはハロートレーニング窓口での事前の相談と、写真1枚が必要です。＊

●公共職業訓練

☆北海道立函館高等技術専門学院

函館市桔梗町435番地 (Tel47-1121)

事業所委託訓練 科目	定員	訓練期間	募集期間	選考日	合格発表
エクセル実践科② キャリアスタッフ株式会社 函館市千歳町9-11	20名	9月15日～12月14日	7月23日～8月24日	9月1日	9月4日
パソコン経理マスター科 合同会社七彩 函館市桔梗3丁目36-26	20名	9月16日～1月15日	7月27日～8月26日	9月2日	9月7日

☆ポリテクセンター函館

(北海道職業能力開発促進センター函館訓練センター) 函館市日吉町3丁目23-1 (Tel52-0323)

科目	定員	訓練期間	募集期間	選考日	合格発表
電気システム科 (託児サービス付)	若干名	9月3日～2月26日	★追加募集★ 7月27日～8月17日	8月20日	8月24日
溶接クラフト科 (託児サービス付)	若干名	9月3日～3月29日 (ビジネス机講習付き・7ヵ月)	★追加募集★ 7月27日～8月17日	8月20日	8月24日
住宅リフォーム科 (託児サービス付)	若干名				
ビジネスワーク科 (託児サービス付)	若干名				
溶接クラフト科 (託児サービス付)	14名	10月5日～3月29日	7月27日～9月8日	9月12日	9月16日
住宅リフォーム科 (託児サービス付)	15名				
設備管理科 (託児サービス付)	16名				
ビジネスワーク科 (託児サービス付)	15名				

●求職者支援訓練

科目	定員	訓練期間	募集期間	選考日	合格発表
パソコン基礎科 (託児サービス付) キャリアスタッフ研修センター 函館市千歳町9-11	15名	基礎コース 8月21日～11月20日	7月7日～8月3日	8月7日	8月13日
未経験からのネイリスト養成科 (短時間) セブネイルアカデミー函館校 函館市東雲町5-11	14名	実践コース 9月29日～3月28日	8月10日～9月7日	9月11日	9月16日

◆◆◆職業訓練の相談窓口は、20～26番の窓口です◆◆◆

ご利用時間は平日(月～金) 8:30～17:15

(相談時間や相談窓口の混雑状況から、9:00～16:00の間に来所されることをお勧めしております。)

求職申込(登録)がお済みでない方は、先に『総合案内』にその旨お申し付けください

＊相談を希望される方は、『総合案内』の発券機から『ハロートレーニング(職業訓練)』のボタンを押して、整理券をお取りになりお待ちください

◆◆◆担当・職業相談第二部門 電話 (0138)88-1324◆◆◆

職業訓練の申し込みを希望される方は、訓練窓口でご相談ください。

訓練窓口での職業相談後、申込可能な方には申込書（願書）をお渡しいたします。



ハローワークはこだて
ホームページ

◆職業訓練の対象となるのは主に以下に当てはまる方です。

- * 離職している方、訓練開始前に退職予定で退職日が決まっている方
(土日だけなど短時間で働いている方は、離職しなくても申し込める場合もありますので、ご相談ください。)
- * ハローワークに求職登録して就職活動を行っており、希望に合った仕事があればいつでも再就職できる方
(病気・けが、妊娠・育児、その他の事情ですぐ就職できない場合は、状況が落ち着いてから訓練の申し込みをして頂きます。
また、就労できない期間があった方や現在通院中等の場合には、状況が落ち着いたかどうか窓口で詳しくお伺いし、所定の用紙の提出をいただく場合があります)
- * 希望する職種への就職に必要な知識・技能が不足しており、スキルアップを希望する方
(希望職種を検討中の場合は、窓口でご相談に乗りますので、希望職種を決定してから訓練の必要性をご検討ください。)
- * フルタイムでの就職を希望している方 (パート希望の場合は、最低でも週20時間以上の勤務を希望する方)
- * 公共職業訓練、求職者支援訓練（実践コース）を受講した方は、訓練修了後1年経過しなければ新たな受講はできません。
- * 同じ内容の訓練への再受講はできません。

職業訓練中の給付

●雇用保険の給付（失業給付）を受ける方

ハローワークでは、再就職のために職業訓練が役立つと判断した方には、「受講指示」を行うことがあります。「受講指示」を受けて訓練を受講する場合、基本手当が訓練終了まで引き続き支給されるほか、訓練受講手当などが支給されます。また、訓練中は失業における認定の必要がありませんので、認定日への来所は不要となります。「受講指示」を受けるためには、雇用保険の支給残日数等の条件がありますので、詳細は『雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり』をご覧ください。ただし、「受講指示」にならない場合は、通常の基本手当の給付を受けながら受講し、認定日への来所は必要となります。(給付日数の延長や受講手当等の支給はありません。)

●雇用保険の給付（失業給付）を受けられない方

下記の要件にすべて当てはまる方が、職業訓練を受講する場合は、訓練受講給付金を利用することができます。受講給付金は、出席状況等の確認後に、1ヵ月分ずつ後払いで支給されますので、最初の支給は訓練を開始してから約1ヵ月半後となります。

《 訓練受講給付金のご案内 》

1. 支給額

月額10万円＋通所手当＋寄宿手当（通所手当、寄宿手当はそれぞれの支給要件に該当した場合のみ支給されます。）

2. 支給対象となる要件（①～⑪のすべてに当てはまること） ※利用を希望する場合は、必ず窓口で確認を受けてください。

- ① 雇用保険の被保険者ではない、または雇用保険の求職者給付を受給できない方
- ② 本人収入（税引前の給与収入、年金等）が月8万円以下の方
* 本人収入が月8万円以上であったとしても、月12万円以下であれば通所手当のみ支給となります。
- ③ 世帯（※）全体の収入（税引前の給与収入、年金等）が月30万円以下の方
* 世帯収入が月30万円以上であったとしても、月34万円以下であれば通所手当のみ支給となります。
- ④ 世帯（※）全体で保有する金融資産（預貯金や株式など）が300万円以下の方
- ⑤ 現在住んでいるところ以外に本人名義で土地・建物を所有していない方
- ⑥ 訓練を1回も欠席・遅刻・早退せずに出席する方（やむを得ない理由があると認められる日は例外あり）
- ⑦ 訓練中から訓練修了後約3ヵ月間、ハローワークの指定する日（指定来所日）に来所し、職業相談を受ける方
*** 求職者支援訓練を受講する場合には、訓練受講給付金の受給の有無を問わず、指定来所日への来所が必要となります。**
- ⑧ 同世帯（※）の方でこの給付金を同時期に受給している方がいない方
- ⑨ 前回の受給（訓練生活支援給付金を除く）から6年以上経過している方
* 通所手当のみ受給であったとしても前回の受給から6年以上経過している必要があります。
- ⑩ 過去3年間に不正行為により、国の給付金等の支給を受けていない方
- ⑪ ハローワークが指示する書類をすべて用意・提出できる方
(※) 配偶者（内縁関係を含む）、子、父母をいいます。同居の方、別居で生計を一にする方が「世帯」に含まれます。

●雇用保険の給付（失業給付）も訓練受講給付金も受けられない方

《 リ・スキリング等教育訓練支援融資のご案内 》

スキルアップ等を目指す方々を支援する融資制度で、生活面の不安無く訓練を受けることができるよう、「教育訓練費用」や「教育訓練期間中の生活費」を融資します。ハローワークでの要件確認手続きと、ハローワークが指定する金融機関（労働金庫）での貸し付けの手続きが必要です。詳細条件は窓口までお問い合わせください。